

「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」 (骨子案) に対する意見及び提案募集【結果】

＜募集期間＞ 平成30年12月14日（金）から平成31年1月7日（月）まで

＜意見提出数＞ 14個人 23件

項目	意見の要旨	京都府の考え方	
犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進	1	<p>自治会単位での防犯教室を開催することで防犯に関する情報共有を図ることができ、防犯ボランティアの参加促進につながるのではないかと。</p>	<p>これまでから府民協働防犯ステーションを中心とした地域防犯活動を推進しており、警察と自治会が協力して防犯教室も開催しているところです。引き続き、地域防犯力の向上に向け、防犯教室の開催など地域防犯活動への支援を行うとともに、研修会・相互交流会での情報交換等を通じて、防犯ボランティアの参加促進に努めてまいります。</p>
	2	<p>ボランティアの高齢化や固定化、無関心層の拡大は様々な分野で共通の課題である。民間ボランティアの拡大を進めるためには、このような実態を府民に理解してもらうことが必要であり、活動実態のさらなる広報、啓発が重要</p>	<p>府民協働防犯ステーションの活動を紹介する広報紙の発行や地域参加型フォーラムの開催等を引き続き実施して、ステーション活動を広く府民に周知するよう努めてまいります。</p> <p>また、ボランティア活動を顕彰する「防犯まちづくり賞」等の受賞を積極的に広報し、現役世代や学生等のボランティアの活動参加を促進します。</p>
	3	<p>府民一人一人が、地域で犯罪を起こさせない意識を持って行動することが重要であり、その中核となる府民協働防犯ステーション活動への支援と広報を継続していただきたい。</p>	<p>犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進に当たっては、警察活動に加え、地域住民等が「地域の安全は地域で守る」との意識のもと、自主的に防犯活動に関わることが地域防犯力を高めることとなり、計画においてこれを施策展開の基本としております。地域住民の防犯活動に対しましては、引き続きボランティア保険に係る保険料の負担や活動用資機材の支給を行うなど、必要な支援に努めてまいります。</p>
	4	<p>「防犯力は、地域、行政、警察が一体となって取り組むことで最大限の力を発揮するもの」は理解するが、地域による活動は無償のボランティアを前提とするのではなく、地域防犯活動活性化のため、地域住民によるパトロール等の活動に対して、適切な報酬を支給すべき。</p>	
	5	<p>児童虐待が疑われる場合は警察などの行政機関に連絡するよう、より一層周知すべき。</p>	<p>児童虐待を早期に発見するためには、府民のみなさまからの情報提供が重要であると考えており、京都府では、こどもへの虐待をなくしていくよう、11月の児童虐待防止推進月間を中心に「オレンジリボンキャンペーン」</p>

項目	意見の要旨	京都府の考え方
犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進	5	<p>として、警察や民間企業等と協働啓発し、府民のみなさまに、全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」へお電話いただくよう呼びかけしているところです。児童虐待の防止に向けては、関係機関とも連携を図り、未然防止、早期発見・早期対応、再発防止に至るまで、切れ目のない一貫した施策を総合的に推進することとしており、御意見いただきましたことについて虐待が疑われる場合に地域の方が通告・相談できる窓口の周知を図るなど取組を充実してまいりたいと考えております。</p>
	6	<p>聴覚障がい者は音声情報から疎外された状態にあり、事件事故発生時には、相手が何を話しているか聞き取れず、不安を感じることもある。</p> <p>聴覚障がい者の希望に応じて、手話通訳者等を手配してもらえよう明記していただきたい。</p> <p>事件・事故発生時には、筆談などのコミュニケーション手段や、必要に応じて手話通訳人等を要請することにより事務を進めているところですが、「言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人となない人とが支え合う社会づくり条例」を踏まえ、今後も適切な対応に努めてまいりたいと考えております。</p>
再犯防止施策の推進	7	<p>再犯防止施策の推進については、地域社会の関心と理解の醸成が必要である。是非、この計画により府民の理解が深まるよう推進していただきたい。</p> <p>地域で犯罪をした者等を支援している保護司等の活動に対する支援を強化するとともに、再犯防止施策に対する府民理解の促進に取り組み、犯罪をした者等が罪を繰り返さず、地域の一員として立ち直ることができる、心豊かなコミュニティづくりを進めていきたいと考えております。</p>
	8	<p>犯罪被害者支援と再犯防止を同じ計画に記載したことを評価する。被害者を置き去りにせず、当事者の気持ちに配慮した対応をしていただき再犯防止を進めていただきたい。</p> <p>再犯防止施策は、当然、犯罪被害者等に配慮した上で推進していくものであり、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者等の心情等を十分理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえ、こうした強い更生意欲を持つ者が社会の一員として受け入れられるよう、関係機関との連携や地域の理解と協力を深める取組を推進していきたいと考えております。</p>
	9	<p>刑務所に入る者が全員凶悪で、社会から隔離すべき者ばかりではなく、その中には、高齢者や障害者など、周囲のサポートがあれば再び罪を犯すことなく生活ができる人もいます。矯正施設、</p> <p>京都府では、高齢者・障害者で福祉的な支援を必要とする矯正施設（刑務所等）退所予定者に対し、入所中から退所後直ちに福祉サービスにつなげるための準備を行い、円滑に地域社会に復帰できるよう支援するため、矯</p>

項目	意見の要旨	京都府の考え方
	<p>保護観察所では高齢者や障害者の出所者、保護観察対象者について福祉的・医療的支援を行っているが、それにも限界があり、地方公共団体などの行政や民間の協力が必要である。</p> <p>この計画策定を機に、再犯防止の意識が府民に浸透するよう進めていただきたい。</p>	<p>正施設や保護観察所等と連携し、地域生活定着支援センターにおいて様々な支援を行っております。今後も適切な支援を行うとともに、府民や地域社会の関心と理解の醸成を促進する取組を行いたいと考えております。</p>
再犯防止施策の推進	<p>犯罪をした者等への就労支援や住居支援、その他福祉サービスによる支援など必要性はわかるが、理解しがたい部分もある。</p> <p>再犯防止は本人にその気がなければ進まないのではないか。</p>	<p>再犯の防止等に関する施策については、犯罪をした者等が、地域で孤立することなく社会の一員として立ち直すことにより、再犯を防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的としており、その施策の推進に当たっては、犯罪をした者等が犯罪の責任等を自覚し、自ら社会復帰のために努力することが重要だと考えておりますが、刑を終え出所した人たちが地域社会の一員として円滑な社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲と併せて、福祉的支援や地域社会の理解と協力、支援も必要であると考えております。</p>
	<p>保護観察期間が終了した人が困ったときに相談できる窓口をもっと広報すべき。</p>	<p>地域で立ち直りを支援する活動を行うための拠点である更生保護サポートセンターや、各行政機関の福祉相談窓口などについて広く周知し、支援を必要とする方へ必要な情報が届くよう、取組を推進していきたいと考えております。</p>
	<p>協力雇用主の制度が一般に知られておらず、より多くの企業に協力雇用主となってもらうには、制度の周知が必要であるが、そのためには、京都保護観察所や保護司の働きかけだけでなく、京都府や市町村などの協力も必要</p>	<p>刑務所出所者等への就労支援を効果的に実施し、再犯や再非行を防止するため、保護観察所等の各関係機関と連携して、協力雇用主の拡大に向けた取組を推進してまいりたいと考えております。</p>
	<p>再犯を防止するためには、出所前に就労先を決めておけばよいのでは。そのために法律や制度を整備する必要があるのなら国が行うべき。</p>	<p>犯罪をした者等に対する各矯正機関等における就労支援については、法務省や厚生労働省等各関係機関が連携し、矯正施設在所中から様々な取組を実施しており、その取組みに対する協力や支援がより一層必要であると考えております。</p>

項目	意見の要旨	京都府の考え方
14	<p>京都市内を自転車が猛スピードで走っており、危険を感じる。歩行者の安全を守るためにも、自転車マナーの周知を記載したほうが良い。</p>	<p>自転車の交通ルールやマナー等につきましては、当計画とは別に、第10次京都府交通安全計画や京都府自転車安全利用促進計画等に基づき、警察や京都市などの関係機関と連携して啓発や指導、安全教育等の取組を行っているところです。今後も、安心・安全な府民生活の実現に向けた総合的な対策の強化等に取り組んでまいりたいと考えます。</p>
15	<p>喫煙者の規範意識の軽薄化により吸い殻が不法投棄されており、環境悪化がさらなる不法投棄やその他犯罪を誘発するおそれがある。</p> <p>ビューティフル・ウィンドウズ運動などの事後的な活動ではなく、喫煙者の規範意識の向上、不法投棄等の犯罪の抑止に重点を置くべき。</p>	<p>吸い殻の投棄など喫煙マナー等に係る影響へのご意見につきましては、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p> <p>また、受動喫煙防止対策については、健康保持の観点から、京都府がん対策推進計画や京都府受動喫煙防止憲章を策定して様々な対策を進めているところです。</p>
16	<p>子ども110番の家の安全利用のため、受動喫煙防止、禁煙化を推進すべき。</p> <p>特に小児喘息の症状がある子どもは発作が起こるため、喫煙されている110番の家を利用できない。</p>	
17	<p>薬物乱用防止教室などにおいて喫煙防止教育を推進していただきたい。コンビニやスーパー、ショッピングモールなどでは加熱式たばこなども販売されており、未成年のゲートウェイドラッグとなる恐れもあることから、たばこの依存性や健康被害について周知徹底されたい。</p>	
18	<p>通学路における望まない受動喫煙や火傷などの危険から子どもを守るため、通学路の禁煙化を推進されたい。</p>	
19	<p>生活習慣等の違いから外国人の路上喫煙、不法投棄が見られ、火の不始末による火災から神社仏閣等の木造建築を守るため、訪日外国人への喫煙マナーの周知徹底を図られたい。</p>	

その他の

項目	意見の要旨	京都府の考え方
その他	<p>20 新たな違法薬物への入口となりかねないため、加熱式たばこの販売禁止をされたい。</p>	
	<p>21 訪日外国人を含む観光客に対して、京都市内における路上喫煙禁止の周知啓発及び取り締まりの実施</p>	
	<p>22 青少年健全育成を推進するため、コンビニにおける深夜のたばこ販売の禁止を実施されたい。</p>	
	<p>23 以前は当たり前のようにされていた野焼きだが、法律で禁止されているはず。農薬や除草剤などを焼却すると有毒ガスが拡散されることを認識せずに行っている住民や認識しているにも関わらず続けている住民もいる。</p>	<p>一般廃棄物処理基準等に従わない廃棄物の焼却は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2で禁止されています。</p> <p>ただし、同法施行令第14条で農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却等は例外とされています。</p> <p>なお、家庭から排出される個人のごみ等の一般廃棄物は、市町村の所管となりますが、京都府も市町村と連携し、廃棄物の適正処理に向けた取組を進めていきたいと考えています。</p>